

金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

株式会社マネーパートナーズ

* * この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。

この書面をよくお読みください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。

また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

◇手数料など諸費用について

- ・当社は、有価証券のお預りについては、料金をいたしません。
- ・ただし、有価証券を同業他社へ移管される場合、有価証券のお預りが無く、一定期間証券口座のご利用が無い場合等は、別紙①「手数料等のご案内」に記載の手数料をいただきます。
- ・また、各種証明書の交付を希望される場合は、別紙①「手数料等のご案内」に記載の各種証明書交付手数料をいただきます。

◇この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

○金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、有価証券のお客様からの入庫は、株式会社証券保管振替機構を通じての同業他社からの移管による振替入庫のみ取扱います。

なお、単元未満株式の入庫を原則取扱わない等、当社の判断により、入庫をお断りする場合があります。

○当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社は、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

○この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解除されます。

- ・お客様から解約の通知があった場合

- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合
- ・お客様が別紙①「手数料等のご案内」に定める証券口座維持管理手数料をお支払いいただけなかった場合

○当社の概要

商号等 株式会社マネーパートナーズ

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2028 号

所在地 〒106-6233 東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー33 階

加入協会等 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会、
一般社団法人日本暗号資産取引業協会、日本投資者保護基金

資本金 31 億円

主な事業 金融商品取引業

設立年月 平成 20 年 5 月

<苦情受付窓口>

当社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

コールセンター

受付時間: 当社ホームページの「お客様サポート」をご確認ください。

電話番号: 0120-860-894

E メール: info@moneypartners.co.jp

お客様相談室

受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※祝日(振替休日含む)、年末年始(12月31日～1月3日) 除く

電話番号: 03-4540-3811

<苦情処理措置および紛争解決措置～金融 ADR 制度のご案内～>

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

お客様および当社が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

(FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

電話番号：0120-64-5005(フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

※祝日(振替休日含む)、年末年始(12月31日～1月3日)除く

URL：<https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

(令和4年6月改訂)